

地方分権推進に関する指定都市の意見

平成 7 年 11 月

指 定 都 市

はじめに

平成7年5月に「地方分権推進法」が制定された。地方団体が久しく要望していた地方分権の推進に関する基本的な法律の誕生である。

この「地方分権推進法」は、地方分権の推進に関する基本理念や基本方針及び地方分権推進計画の策定手順や地方分権推進委員会の設置等の枠組みを定めたものであり、具体的な分権の中身については、委員会の指針に基づき政府が作成する地方分権推進計画に委ねられている。

現在、地方分権の推進に向けて種々論議が重ねられているところであるが、今後の議論の中で、都道府県への権限移譲等に終始することなく、市町村への分権化に力点を置いた議論が行われることが期待される。

地方分権の推進を実効あるものにしていくためには、住民にとって一番身近な自治体である市町村優先の原則に立ち、その行財政能力等に応じて事務の再配分、権限移譲などを進めていくことが望まれる。

特に政令指定都市は、大都市特例を持つ基礎的自治体として、その行財政能力を蓄積してきたところである。

また今日、政令指定都市は、大都市圏域の中核都市として、新たな都市問題や地域問題を解決していく先導的な役割や広域的、国際的な役割を担っており、一方では、政令指定都市と道府県との二重行政をはじめとする大都市固有の課題を抱えている。

この意見書は、大都市特有の共通した課題を中心に、政令指定都市の現状と問題点、事務・権限の移譲にあたっての基本的視点、税財源の充実確保の必要性、まちづくり、福祉、運輸の3つの分野における権限移譲、国等の関与の廃止・緩和、必置規制の廃止・緩和等についての具体的な事例などについて、地方分権推進の具体的な論議に資するため政令指定都市が共同して現時点での意見を取りまとめたものであり、今後、他の分野も含め引き続き調査を進めるとともに、機関委任事務制度廃止後のあり方などについても検討を行っていきたいと考えている。

本意見書が、各方面での地方分権推進に向けた検討に反映されることを期待するものである。

1 政令指定都市制度の現状と問題点

(1) 政令指定都市制度の現状

現在の政令指定都市制度は、特別市制度をめぐるさまざまな論議の中で、都道府県、市町村という二層制の地方自治制度を基本的な枠組みとしながら、大都市に関する特例を設ける制度として地方自治法の改正により昭和31年に創設されたものである。

政令指定都市は、一般の市と同様の事務・権限を持つほか、地方自治法や個別の法令により、事務配分や行政監督、行政組織、税財政等について特例が定められており、これに基づいて大都市行政を担ってきた。

この政令指定都市制度は、創設後まもなく40年になろうとしているが、この間のわが国の社会・経済情勢の変化は著しく、特に近年は高度情報化や国際化、高齢化などがより一層急速に進むとともに、住民意識にも大きな変化が生じ、価値観の多様化や個性を生かした生活の実現の欲求などを反映して、行政に対するニーズが増大し、複雑かつ多様化してきている。

このような社会状況や住民の意識の変化によるさまざまな影響は、人口が集中し都市機能が集積した大都市における都市問題、例えば住宅問題や交通問題などに先鋭的に現れており、政令指定都市は、それぞれの圏域の中核都市としてこれらの問題に先駆的に取り組み、他の市町村の先導的役割を果たすなど、大きな実績を積み重ねてきた。

しかるにこの間、政令指定都市制度については、社会・経済情勢の変化に対応する改善がほとんど行われておらず、大都市行政の実態にそぐわない面が多くなってきている。

(2) 政令指定都市制度の問題点

政令指定都市制度の最大の問題点は、都道府県、市町村という二層制の地方自治制度の枠組みの中で、政令指定都市の位置づけや役割が明確にされていない点である。

このことは、その制度創設の経過にも由来するものであるが、現在の政令指定都市の事務・権限にも多くの問題を生じさせている。

例えば、

- ① 現在、特例として政令指定都市に移譲されている事務・権限は、一部移譲にとどまっているものが多く、しかも関連する事務・権限が国や都道府県に留保されている事例も多いこと
- ② 移譲されている事務・権限についても、機関委任事務に関するものが多いこと
- ③ 国などに留保されている権限で複数の省庁にまたがる場合については、省庁の縦割りの弊害があること
- ④ 権限の移譲の多くが、個別の法令の規定に基づいて行われており、大都市行政を総合的に推進する観点から体系的に整備されたものではないこと

などである。

このように、政令指定都市が自主的・総合的なまちづくりや福祉政策などを実施していくうえで必要な権限が少ないことや、実際の権限行使・事業実施に当たっての制約が多いことが、大きな問題となっており、政令指定都市制度の性格を不明確なものにしている。

さらに、移譲された事務・権限を実施するための裏付けとなる税財政制度の面についても、

- ⑤ 大都市特例に伴う財源措置をはじめ、地方税財政制度が、大都市の特性や行政需要の実態を十分に反映したものになっていないのが現状である。

2 地方分権と政令指定都市

(1) 地方分権のあり方

地方分権の目的は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治が結合した、本来あるべき地方自治の実現にほかならない。

したがって、地方分権推進法にもあるように、地方分権の推進に当たっては、「住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理する」こととし、地域の総合的な行政を行う役割を基礎的自治体である市町村が担うことを基本的な方針とすべきである。

このためには、地方自治の本旨にのっとり、市町村優先の事務配分を基本として国と地方の役割分担について抜本的な見直しをすることが必要であり、そのためには、自主的、自律的なまちづくりが可能となる権限の移譲と税財政制度の充実が密接不可分である。

事務・権限と税財源の一体での移譲を積極的に進めるとともに、補助金等による関与や規制についても廃止・緩和を行っていくことが必要である。

(2) 政令指定都市の位置づけ

地方分権を推進していくうえで国、都道府県、市町村の役割分担は、次のような形が望ましい。

- ① 国は、外交、国防など国の存立に直接かかわる事務、全国的な規模で行われるべき施策や事業の実施、全国的統一が必要な基準等の制定、管理の事務などを行う。
- ② 都道府県は、市町村行政の補完、調整、支援や市町村間の行政協力等では対応できない広域的事務などを行う。
- ③ 市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域や住民の生活に密着したすべての事務を行う。

そして、高い行財政能力を持つ政令指定都市は、基礎的自治体の役割を持つとともに、圏域の中核都市として、広域的課題や新たな都市問題への取組み、さらには多極分散型国土の形成に先駆的役割を果たしながら、東京一極集中の是正を図っていくべき重要な役割と責任を有しており、大都市としての自主性、自律性が発揮しうる事務・権限と財源を持つことが必要である。

3 自主的・自律的な大都市行政の確立に向けて

地方分権推進法は、第5条において地方分権の推進に関する国の施策として、

- ① 地方公共団体への権限の委譲の推進
- ② 国の関与の整理及び合理化
- ③ 必置規制の整理及び合理化
- ④ 機関委任事務の整理及び合理化
- ⑤ 国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化

などを掲げている。

また、第6条では国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を掲げている。

これらに関して、政令指定都市は、共同で「権限移譲等に関する要望」として平成3年12月及び平成5年12月に権限移譲、国の関与の廃止・緩和、必置規制の廃止・緩和などについて要望してきたところであり、また、毎年「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において大都市税財源の拡充強化、国庫補助負担金制度の改善などについても要望しているところである。

今後、政令指定都市が期待されている役割に応え、責任を十分に果たし、真の意味での地方分権を実現していくためには、自主的、自律的に大都市行政を進めていけるような事務・権限配分の見直し、再配分や機関委任事務制度の廃止等が推進されるべきであり、また、そうした権限移譲などに対応する柔軟で自立的な税財政構造の構築に向けた税財政制度の改革を併せて推進していく必要がある。

(1) 事務・権限移譲の基本的視点

今日、大都市は、国際化、情報化、高齢化等の波に洗われており、従来にも増して高度で複雑な大都市問題の解決を迫られている。これらの課題解決のためには、大都市の自主的、総合的なまちづくりへの取組みが求められ、これらに必要な事務・権限の確保が大都市にとって一層重

要となってきた。

そこで、事務・権限の移譲にあたって必要な基本的視点を整理すると次の4点が指摘できる。

① 大都市、道府県、国のそれぞれの役割を基準とした事務・権限配分

… 大都市の市域内に関わる事項については原則として大都市が事務・権限を持ち、道府県は都市間協力等では対応できない広域的な調整に関わる機能を担い、国は全国的な統一性を担保すべき事項や国土の保全等に関わる根幹的な事項に関する事務を担うものとするのが望まれる。

例えば、大都市の市域内での都市計画の決定権限等の大都市への移譲など。

② 関連する仕事の地域レベルでの総合性を基準とした事務・権限配分

… 相互に関連している事務で、その権限の所在が国・道府県・市に分かれていて個別に処理しなければならないものを、総合的な視点から一元的に処理できる事務・権限配分とすることが望まれる。

例えば、社会福祉施設の設置認可、運営指導（現行－市長）と社会福祉法人の設立認可、指導監督（現行－知事）など。

③ 事務事業の計画、執行等の効率性の確保を基準とした事務・権限配分

… 必要な事業をタイミングよく効果的に実施するとともに、事業期間の短縮化、民間事業者等の事務負担の軽減などを通して事業意欲の喚起や事業の実施を促進するため、事務手続きの簡素化、事務の効率化を図る観点から、事務・権限の見直しを行うことが望まれる。

例えば、地下鉄の道路下敷設（縦断）の許可に関わる建設大臣の許可を道路管理者の占用許可に改めるなど。

④ 事務・権限配分に伴う国等の画一的な規制や関与の見直し

… 大都市がそれぞれの地域の特性を生かして、自主的、総合的にまちづくりを行うことができるよう、様々な許認可を廃止するなど画一的な規制や関与を見直すことが望まれる。

例えば、工場等制限法の廃止を含む抜本的見直しなど。

(2) 税財源の充実確保

現在、国と地方の租税配分率は概ね2対1となっており、国に偏重しているが、地方分権を進めるに当たっては、国、都道府県、市町村の新たな役割分担に応じて、地方が自主的な行政運営を進めるために必要な自主財源の充実・強化を図ることが必要不可欠である。

特に、政令指定都市については、大都市特有の行政需要があり、これに自主的、自律的に対応できるよう、都市税源の移譲などをはじめとする自主財源の拡充・強化を柱とした税財政制度を確立する必要がある。

また、権限移譲と税財政制度の充実は密接不可分のものであり、現在の政令指定都市制度において、移譲されている種々の権限に対する十分な財源措置がとられていないことを考慮して、国、都道府県からの権限移譲に際しては、それに対応する税財源も併せて移譲するよう、制度の見直しを図るべきである。

さらに、これらに併せ、国庫補助金等の整理・合理化、起債許可制度や地方交付税制度等の見直しを図ることも必要である。

4 分野ごとの考え方と事例

(1) まちづくり分野

今やナショナル・ミニマムがほぼ達成され、住民のニーズがより多様化、高度化するなかで、個性あるまちづくりや暮らしやすくうるおいのある都市（地域）づくりを進めていくことが求められている。

まちづくりの分野では、これまで大都市は、都市施設の整備など先駆的施策を進めてきたところであるが、今日、全国一律の基準や画一的な制度の適用によって、個性的なまちづくりを進めるうえでの制約となっている事例が数多く見られる。今後、それぞれの地域の実情に即した暮らしやすさや都市の個性、魅力の創出のみならず、大都市圏の中核都市としての役割を果たしていくうえで、住民の意向を十分に反映した事業推進が大切であり、現行制度の改革が大都市の直面する重要な課題となっている。

このため、大都市がまちづくりに関する事業を実施する際の、国や道府県の権限の留保、あるいは許認可等の関与の改革が必要である。

例えば、まちづくり関係の主な分野における制度改革方向は次のようなものである。

- ① 都市計画・土地利用計画関係においては、産業・経済などの分野における高次な都市機能とともに良好な居住機能を合わせ持つまちづくりを自主的、総合的、自己完結的に推進できるよう、都市計画決定権限の包括的移譲、都市計画事業に係る道府県の関与の見直し、工場等制限法関係の見直しや農地の転用許可権限の移譲などが必要である。
- ② 市街地再開発・区画整理関係においては、大都市が市街地の計画的な更新事業を行えるよう、大都市施行の再開発・区画整理事業計画に対する認可など国等の関与の見直し、個人・組合施行の再開発に係る適切な指導監督を行うことができるような権限の移譲が必要である。

- ③ 河川関係においては、水を活かしたまちづくりなど、治水・利水・親水対策を大都市が総合的に展開できるような権限移譲が必要である。

なお、政令指定都市が必要とする具体的な権限移譲、関与の見直し等の項目を例示すると、次のようなものが挙げられる。

- 都市計画決定権限の包括的移譲等 (別表 1)
- 都市計画事業の施行・変更における知事の認可の廃止 (別表 2)
- 市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可等の権限移譲並びに事業計画、権利変換計画等の決定・変更の知事の認可の廃止 (別表 3)
- 土地区画整理事業の設計の概要についての建設大臣の認可の廃止 (別表 4)
- 農地の転用許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可権限の移譲 (別表 5)
- 工場等制限法の廃止を含む抜本的見直し (別表 6)
- 指定区間内の一級河川及び二級河川の管理権限の移譲 (別表 7)

(2) 福祉分野

今日、高齢社会の進展は急速なものがあり、これに対応すべく大都市においては、福祉施策の積極的な展開を図っている。

こうした福祉施策の展開にあたっては、従来の“措置”や“指導”を基調とした全国画一的な福祉施策ではなく、地域の特性や実情、利用者の要望に十分対応できる、住民だれもが、必要なときに必要な福祉サービスを得られるという柔軟で総合的な行政の対応が求められてきている。

また、福祉施策の担い手には、地域・住民に身近な基礎的自治体である市町村が、その創意と責任のもとになるべきであり、特に大都市行政の担い手である政令指定都市においては、市民の多様なニーズに応えるためにも、民間活力の豊かさを活かした福祉基盤の形成やその効率的サービス供給体制の確立というような総合的福祉施策の展開が重要となっている。

そうした状況を反映して政令指定都市においては、従来から独自に先見的施策を進めてきており、また総合的福祉施策を展開する規模、能力は十分備わっているところである。

しかしながら、現状は、国・道府県による事務権限の留保、補助基準等による関与などにより二重行政と膨大な事務のロスが生じており、大都市における総合的福祉施策の十分な展開を阻害するものとなっている。

この問題は、大都市における行政責任を明確にし、総合的福祉施策の展開を図るという観点から解決を図るべきであり、そのためには、社会福祉法人の設立・定款変更の認可及び監督権限の道府県知事からの移譲や国民健康保険料等に関わる条例の制定・改廃に当たっての知事との事前協議の廃止といった個々の改善が必要である。

だが、それと同時に、こういった権限の個別移譲に止まらず、政令指定都市がその住民に対して責任ある行政サービスを展開できるように、福祉分野における権限配分・国等の関与全体の基本的な見直しと再構築及び国の負担・補助に頼らずにすむような自主財源の確保を含めた包括的な地方分権の推進が必要となっている。

なお、政令指定都市が必要とする具体的な権限移譲、関与の見直し等の項目を例示すると、次のようなものが挙げられる。

- 社会福祉法人の設立・定款変更及び指導監督権限の移譲
老人福祉施設等の設置及び指導監督権限の移譲

(別表 8)

- 民間設立の精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設に係わる設置届の受理・設置許可及び指導監督権限の移譲

(別表 9)

- 国民健康保険条例の制定及び改廃に伴う知事協議の廃止

(別表10)

- 市町村老人保健計画及び市町村老人福祉計画の知事協議の廃止

(別表11)

- 優生保護相談所の必置規制の廃止

(別表12)

(3) 運輸分野

都市における交通政策は、特に大都市において重要な課題となっている。人口の集積、産業活動の活発化に伴い生じる日常的な交通渋滞、通勤通学時の混雑の解消は大都市特有の課題であり、定時性をもつ大量輸送機関として、都市高速鉄道の整備が必要となっている。また、都市高速鉄道等の整備による交通ネットワークの形成が、「ヒト、もの」の流れを変えるとともに、それに伴う市街地の形成等都市発展の大きな要素となっている。

このように、大都市においては市民の都市生活や都市活動から生じる多様な交通需要に対応するため、それぞれの目的に応じ鉄道、バス等様々な交通手段の適切な役割分担により、地域の実情に応じたきめ細かな交通体系の整備を進める必要がある。

都市交通の分野の現状をみると、その整備・運営に関し多くの権限が細部にわたり国に留保されており、許認可等を得るため、都道府県及び国（運輸省、建設省及び同地方支分部局）に対し、事業実施までの間にかなり煩雑な手続きを必要とし、事業の円滑な推進にとって支障となっている。

都市交通施設は、都市の骨格を形成する根幹的な都市基盤施設であるとともに、日常生活や経済活動に不可欠なサービスを提供するものである。今後、大都市が地域の実情に即した自主的、総合的なまちづくりを適切に行うためには、先に述べた都市計画決定権限の政令指定都市への包括的移譲等を行うとともに、地下鉄の道路下敷設に関わる建設大臣の許可を道路管理者の占用許可に改めることやバス路線の新設の免許、事業計画の変更の認可を届出制に改めることなど権限移譲や国等の関与の緩和により、迅速な事業執行を促進すべきである。

なお、政令指定都市が必要とする具体的な権限移譲、関与の見直し等の項目を例示すると、次のようなものが挙げられる。

- 市営交通の運賃及び料金の設定・改定に係る認可の緩和 (別表13)
- 市営バス路線新設の免許及び事業計画変更に係る認可の緩和
(別表14)
- 地下鉄の工事計画及び鉄道施設の変更に係る認可の緩和 (別表15)
- 地下鉄を道路に建設する際の許可権限の移譲等 (別表16)

別表 1

項 目	都市計画決定権限の包括的移譲等		
関係法令等	都市計画法第15条第1項、第18条、第19条、第21条 (都道府県) 環境影響評価条例・要綱 都市計画における環境影響評価の実施について (昭和60年6月6日付け建設省都計発第34号)	関係省庁	建設省
改善方策	☒ 権限移譲 ☒ 国等の関与(廃止) ☐ その他		
現 状	法第15条第1項各号に掲げる都市計画は知事が、その他の都市計画は市町村が定めることとなっている。 市町村が都市計画を決定・変更する場合、知事の承認を要する。 知事は、都市計画地方審議会の議を経て、都市計画を決定する。 現在、環境影響評価の手続きは、「環境影響評価要綱」「都市計画における環境影響評価の実施について(建設省通達)」に基づき、知事への協議、承認申請等を行っている。		
問 題 点	都市計画はまちづくりの根幹に関わるもので、住民の関心、また影響も極めて大きいにもかかわらず、指定都市で決定できる事項は地区計画、幅員22m未満の道路、面積10ha未満の公園等の都市施設等に限られており、用途地域、大規模な都市施設等は知事の決定事項となっている。しかも、指定都市決定事項についても知事の承認が必要であることは指定都市の自主的、総合的なまちづくりを阻害している。 知事決定の都市計画であっても、指定都市においては、実質的に指定都市が地元説明、調整などを行って原案を作成し、いったん市の都市計画審議会等に諮った後、ほぼ原案どおり道府県の都市計画地方審議会に諮るという手続き等を経て計画が決定されており、事務の簡素、効率、迅速化という観点からも問題がある。また、知事の承認等により、多大の時間を要している。 指定都市の市域における指定都市決定の都市計画に係る環境影響評価に関する手続きにおいても、事務の実質的な大部分を担う指定都市の自主性を生かし、事務手続きの簡略化を図っていく必要がある。		
改善内容	指定都市の市域における都市計画は、指定都市に設置する都市計画地方審議会の議を経て、指定都市が決定するものとする。また、知事の承認を廃止する。 環境影響評価の手続きにおいて、知事への協議、承認等の関与を廃止する。		
市民にとってのメリット	都市の特色を生かしたまちづくりを自主的に推進することが可能となり、しかも事務の簡素効率化が図れる。		

別 表 2

項 目	都市計画事業の施行・変更における知事の認可の廃止		
関係法令等	都市計画法第59条第1項	関係省庁	建 設 省
改善方策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	市町村が都市計画事業を施行・変更するにあたっては、知事の認可を必要とする。		
問 題 点 課 題	知事への認可申請に多大な時間と費用、労力を要し、迅速かつ効率的な対応ができない。 しかも、都市計画決定の手続きの中で、基本的に利害関係人、行政機関等の調整を経ているため、知事の認可を廃止しても、事業の公共性や私人の権利保護を図る観点からの支障はない。		
改 善 内 容	知事の認可を廃止する。		
市民にとっての メリット	事務の簡素化、効率化とともに市民ニーズへの迅速な対応が可能となる。		

別 表 3

項 目	市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可等の権限移譲並びに事業計画、権利変換計画等の決定・変更の知事の認可の廃止		
関係法令等	都市再開発法第7条の9第1項、第11条第1項、第38条、第45条第3項、第51条、第56条、第72条、第98条第2項、第112条～第118条、第118条の2、第124条、第124条の2、第125条、第128条第1項	関係省庁	建設省
改善方策	☒ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	組合の設立及び個人施行の認可、権利変換計画の決定、事業完成に伴う解散等をするにあたっては、知事の認可を要するとともに、組合等に対する監督権や事業等に関する検査権及び是正命令権等は知事の権限となっている。 また、市町村が事業を行う際、事業計画、権利変換計画及び管理処分計画を決定・変更するにあたって、知事の認可を要する。		
問 題 点 課	組合の設立及び個人施行の認可等については、法律等に基づき市町村が指導・助言を行っているにもかかわらず、知事が認可権者となっているため、手続きに時間を要しているのが実態である。（上記認可等の書類は、市町村経由となっている。）特に大都市では、市施行の実績等から許認可等を行うのに必要な法令上、技術上のノウハウは十分に備わっている。 指定都市が施行する市街地再開発事業は、既成市街地の抱える課題等を解決するため、行政と住民が一体となって計画的に事業を進めるものであり、基本的にまちづくりに対するこれら計画等は、市町村の自主性、責任において行うべきである。		
改善内容	組合及び個人施行の市街地再開発事業における知事の権限を指定都市に移譲するとともに、指定都市施行の事業について知事の認可を廃止する。		
市民にとってのメリット	市民の立場に立った総合的・個性的なまちづくりが進められ、また協議期間が半減されることにより、事業期間の短縮につながる。		

別 表 4

項 目	土地区画整理事業の設計の概要についての建設大臣の認可の廃止		
関係法令等	土地区画整理法第52条、 地方自治法第 252条の19第1項 同法施行令第 174条の39第1項	関係省庁	建 設 省
改善方策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要について、指定都市においては、建設大臣の認可を必要としている。		
問 題 点 課 題	設計の概要の認可手続きにおいては、法令等に基づく国の関与が行われ、相当の時間や経費が必要となっている。 区画整理のようなまちづくりに関する事業の決定については、技術的基準を定めるなど一定の枠組みを示すことにより建設大臣の認可を廃止すべきである。		
改善内容	設計の概要についての建設大臣の認可を廃止する。		
市民にとっての メリット	都市の特色を生かしたまちづくりを自主的に推進することが可能となり、しかも、事務の簡素効率化が図れる。		

別表 5

項 目	農地の転用許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可権限の移譲		
関係法令等	農地法第4条、第5条	関係省庁	農林水産省
改善方策	☒ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☐ その他		
現 状	農地法上、農地転用許可権限は農林水産大臣又は知事にあり（一部除外規定あり）、農業委員会は、申請があると40日以内に意見書を添付して知事に進達することとされている。 農地等の転用のための権利移動をする場合は、農林水産大臣又は知事の許可を要する。（一部除外規定がある。）		
問 題 点 課 題	申請者に対して、許可・不許可の通知がなされるまで長期間を要する。		
改 善 内 容	農業委員会では、申請のあった時点で実質的な審査を行っており、区域内の農地の適正管理面からも許可権限を都市計画上の開発権限と同様に指定都市に移譲する。		
市民にとっての メリット	都市の特色を生かしたまちづくりを自主的に推進することが可能となり、しかも事務の簡素効率化が図れる。		

別 表 6

項 目	工場等制限法の廃止を含む抜本的見直し		
関係法令等	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律第7条第2項	関係省庁	国 土 庁
改 善 方 策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	一定面積以上となる作業場、大学等の教室の新增設に際しては、知事又は指定都市の市長の許可を得なければならない。 しかも、知事や指定都市の市長が許可するに際しては、一定の基準に該当する場合は、あらかじめ国土庁長官及び関係行政機関の長の承認を受けなければならない。		
問 題 点 課 題	大都市への人口・産業の過度の集中を防止し、都市環境の改善を図るという法の目的はすでに達成されており、今日ではそれ以上に、人口の減少や産業構造の転換の遅れ、学術研究・文化活動の低迷が見られるなど、大都市の活力に大きなかげりが生じている。		
改 善 内 容	法律そのものの廃止を含む抜本的な見直しを行う。		
市民にとっての メリット	生産活動、研究活動の活性化など創意工夫に基づく自主的なまちづくりを進めることができる。		

別 表 7

項 目	指定区間内の一級河川及び二級河川の管理権限の移譲		
関係法令等	河川法第9条、第10条、第16条の2、第23条～第27条、同法施行令第10条の3	関係省庁	建設省
改善方策	☒ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☐ その他		
現 状	市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級河川について、河川工事又は河川の維持を行うことができ、これに伴い河川管理者の権限を部分的に代行できることとされている。		
問 題 点 課 題	市町村長が上記工事又は維持を行うにあたっては河川管理者との協議を要し、また、土地の占用許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可等の権限については代行が認められていない。		
改 善 内 容	指定区間内の一級河川及び二級河川のうち、区間が指定都市の市域内で完結するものの管理権限を指定都市に移譲する。		
市民にとっての メリット	管理権全部を、指定都市固有の権限として行使することで、指定都市が行う周辺のまちづくりとより一体となった河川整備が可能となる。		

別 表 8

項 目	社会福祉法人の設立・定款変更及び指導監督権限の移譲 老人福祉施設等の設置及び指導監督権限の移譲		
関係法令等	社会福祉事業法第28条の2、第29条、第41条、 第54条～第56条、第64条、第57条、第66条、 第65条 老人福祉法第15条、第18条、第19条、第29条、 第34条、同法施行令	関係省庁	厚生省
改善方策	☒ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☐ その他		
現 状	同一都道府県内で事業を行う社会福祉法人の設立、定款の変更及び監督については知事の認可、監督を受けることとなっている。 指定都市における社会福祉施設、老人福祉施設等の設置許可は一部を除き指定都市の市長の権限で行っている。 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム以外の軽費老人ホーム、老人福祉センターの設置については知事へ届け出なければならない。 軽費老人ホームについては指導監督権限は知事が持っている。		
問 題 点 課 題	指定都市においては、道府県の法人認可方針と市の施設設置認可方針等との調整が必要となり、市の施設整備計画との整合性を図るなどのための労力及び道府県との調整に要する時間的ロスが大きく、事業の円滑な推進に支障をきたすのみならず事業者側においても道府県・市への二重手続きを行わなければならないと多大の負担を強いることとなっている。 施設の監督指導については指定都市と道府県との二重監督が行われているが指定都市においては法人監査の実務的ノウハウも習得蓄積されている。 老人福祉施設の設置監督指導について施設の種類による手続き、権限の細分化は総合的的老人福祉施策の推進を阻害する要因となる。		
改善内容	指定都市の市域内で事業展開する社会福祉法人の設立認可・定款変更及び監督権限を指定都市に移譲する。 養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く老人福祉施設についてもその設置及び監督権限を指定都市に移譲する。		
市民にとっての メリット	法人（施設開設）予定者は窓口が指定都市に一本化されることにより煩雑な手続き事務の軽減が図られるとともに、迅速な処理が可能となる。 施設及び法人を併せた総合的・一体的な指導監督を行うことにより安定かつ充実した施設経営が期待され入所者及び利用者の処遇等の向上に寄与できる。		

別 表 9

項 目	民間設立の精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設に係わる設置届の受理・設置許可及び指導監督権限の移譲		
関係法令等	精神薄弱者福祉法第19条第2項 身体障害者福祉法第27条第4項 社会福祉事業法第57条、第66条、第67条	関係省庁	厚生省
改善方策	☒ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☐ その他		
現 状	社会福祉法人が設置する精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設については事業開始前に知事に届け出なければならない。 また、社会福祉法人以外の者が設置する施設は知事の設置許可が必要とされている。 さらに、設置後は知事が指導監督を行うこととなっている。		
問 題 点 課 題	これらの施設は分布状況、必要措置の多様性から広域的入所が必要であるため知事が設置届の受理・指導監督を行う必要があるとの意見もあるが、指定都市においても施設に対する指導を行っている。 また、多くの障害者と施設が存在する指定都市においては施設整備に対する総合的な判断を行う必要がある。 知事に設置届受理義務・設置許可権及び指導監督権がある現行制度では施設整備に対する総合的な判断や施設に対する適切な指導監督が困難となっている。		
改 善 内 容	社会福祉法人が設置する精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設に係わる設置届の受理事務、社会福祉法人以外の者が設置する施設の設置許可及び指導監督権限を指定都市に移譲する。		
市民にとっての メリット	事務手続きの迅速化が図られると同時に地域の実情や市民ニーズに即した施設整備、指導及び事業運営を図ることができ、入所者及び利用者の処遇等の向上に寄与できる。		

別 表 1 0

項 目	国民健康保険条例の制定及び改廃に伴う知事協議の廃止		
関係法令等	国民健康保険法第12条 同法施行令第6条	関係省庁	厚 生 省
改善方策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	国民健康保険法では、市町村がつぎの3項目に関する条例を制定、改廃しようとするときは、予め知事に協議しなければならないとしている。 (1) 一部負担金の割合の引下げ (2) 保険料の料率 (3) 保険給付の種類及び内容		
問 題 点 課 題	国民健康保険制度の健全な運営に責任を負う国が都道府県を通じて適切な指導を行う必要があり、また、給付の内容等については広域的に同一的内容での実施が医療保険制度として望ましいとの意見もあるが、本来、条例の制定、改廃は市自身の責任と方針に基づいてなされるべきものであり、国民健康保険の経営主体が市町村とされていることから各自治体がそれぞれの特性を考慮して事業運営にあたるべきである。		
改善内容	条例の制定・改廃に際しての知事協議を廃止する。		
市民にとっての メリット	自治体が独自の方針で制定・改廃した条例の適用を受けることができる。		

別表 1 1

項 目	市町村老人保健計画及び市町村老人福祉計画の知事協議の廃止		
関係法令等	老人福祉法第20条の8, 第20条の10 老人保健法第46条の18, 第46条の20	関係省庁	厚生省
改善方策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（廃止） ☐ その他		
現 状	市町村老人保健計画及び市町村老人福祉計画は市町村における保健・福祉サービスの目標を定める計画であり、市町村にその策定が義務づけられている。 老人福祉法及び老人保健法は計画を定め又は変更しようとするときは、予め都道府県の意見を聞かなければならないとしている。 このため計画策定にあたっては、道府県が目標等の算定方法等に関する指針を定め、指定都市はその指針に沿って作成した計画案をもとに道府県と協議し、策定している。		
問 題 点 課 題	指定都市においては、その実情に応じた計画を策定しており、道府県との協議も事実上は追認を受けるもので、道府県の関与が形骸化している。		
改善内容	指定都市についての事前協議を廃止する。		
市民にとっての メリット	市が計画策定について責任をもつことが明確になり市民意見を計画に反映させることなどが容易になる。		

別 表 1 2

項 目	優生保護相談所の必置規制の廃止		
関係法令等	優生保護法第21条	関係省庁	厚 生 省
改 善 方 策	☐ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☒ その他（必置規制の廃止）		
現 状	都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならないこととなっている。 現実には、保健所に助産婦・医師が常勤し、検査その他の必要な設備も備わっており、優生保護関連業務についても保健所において行っているところであり、業務に支障を生じていない。		
問 題 点 課 題	優生保護関連業務は、保健所の一般の相談業務等の一環として行われており、優生保護相談所を別途設置する必要性・実質的意味がないにもかかわらず、必置とされている。		
改 善 内 容	地域の実情を反映されることなく、必置規制により設置されている優生保護相談所を廃止する。		
市民にとって の メ リ ッ ト	市民にとって個々の相談等の区別を意識することなく施設に出向き必要な相談等を受けることができる。		

別 表 1 3

項 目	市営交通の運賃及び料金の設定・改定に係る認可の緩和		
関係法令等	鉄道事業法第16条、道路運送法第9条 軌道法第11条	関係省庁	運 輸 省
改 善 方 策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（緩和） ☐ その他		
現 状	運賃及び料金の設定・改定にあたっては、議会の議決を得たうえで案を作成し、申請をしている。こうしたことから、十分に住民の意向を反映して運賃及び料金を設定しているものであるが、国からの認可を得るために、資料の作成、協議にさらに多大な事務量とかなりの時間を必要としている状況にある。		
問 題 点 課 題	現状のとおり、運賃及び料金の設定・改定は、関係機関との事前・事後に及ぶ調整や事前審査のため関係する事務が膨大となっており、作業が長期間に及んでいる。また、国の運賃制度における画一的な取扱いのため、地域の実情や要望に合った制度が実現しづらくなっている。		
改 善 内 容	市営交通事業の運賃及び料金の設定・改定は、運輸大臣の認可事項となっているが事後の届出に改める。		
市民にとっての メリット	地域の実情や要望に合った運賃及び料金制度が実現しやすくなり、公共交通の利用促進につながる。		

別 表 1 4

項 目	市営バス路線新設の免許及び事業計画変更に係る認可の緩和		
関係法令等	道路運送法第5条、第15条 同法施行規則第4条、第6条、第15条	関係省庁	運 輸 省
改 善 方 策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（緩和） ☐ その他		
現 状	バス路線の新設については、運輸大臣の免許を、事業計画の変更（運行回数の変更、車庫の収容能力の変更、停留所の新設・廃止等）については、原則として運輸大臣の認可を要する。		
問 題 点 課 題	路線の新設、事業計画の変更は件数も多く、事務作業の軽減を図る必要がある。 また、車庫の収容能力の変更、停留所の新設・廃止等、事業者の責任の範囲内で対応すべきものも少なくない。		
改 善 内 容	市営バス事業の路線の新設の際の運輸大臣の免許及び事業計画の変更の際の運輸大臣の認可を届出に改める。		
市民にとっての メリット	路線の新設や事業計画の変更を柔軟に行うことができ、市民のニーズに迅速に対応することができる。		

別 表 1 5

項 目	地下鉄の工事計画及び鉄道施設の変更に係る認可の緩和		
関係法令等	鉄道事業法第9条第1項、第12条第1項 同法施行規則第71条	関係省庁	運 輸 省
改 善 方 策	☐ 権限移譲 ☒ 国等の関与（緩和） ☐ その他		
現 状	鉄道事業者が、工事計画及び鉄道施設の変更を行う際は、運輸省令で定める軽微な事項を除き、地方運輸局長の認可を受けなければならない。		
問 題 点 課 題	工事計画及び鉄道施設の変更は、安全性の確保などの観点から認可を必要とするという意見もあるが、普通鉄道構造規則のほか、技術上保安上の考え方については確立してきていると考えられる。		
改 善 内 容	地方運輸局長の認可を同局長への届出に改める。		
市民にとっての メリット	変更に係る手続きを簡素化することにより、顧客ニーズに迅速に対応できる。		

別表 16

項 目	地下鉄を道路に建設する際の許可権限の移譲等		
関係法令等	鉄道事業法第61条	関係省庁	建設省
改善方策	☒ 権限移譲 ☐ 国等の関与 ☐ その他		
現 状	鉄道事業法に基づき道路に地下鉄を縦断する形で敷設する場合は、建設大臣の許可を得るが、この許可条件に工事施行に関し建設大臣の認可を受けることとされている。また、この認可後において、変更を行う際、軽微な事項についても認可申請又は届出を行っている。		
問 題 点 課 題	鉄道事業法に基づく地下鉄に関する許認可において、運輸省には事業免許等の手続きが、建設省には道路に建設する際の許可等の手続きが必要とされており、また審査内容が異なるなど事務が煩雑になっている。 また、軽微な変更についても認可対象のものがあり、事務が煩雑になっている。		
改善内容	他省庁と競合する許認可事務を見直すとともに、道路敷設に係る建設大臣の許可権限を道路法による道路管理者に移譲する。 また、軽微な変更については、全て道路管理者への届出に改める。		
市民にとっての メリット	地下鉄事業の諸事務手続きを簡素化することにより、早期事業着手・早期開業が図られる。		